

せい かつ ほ ご 生 活 保 護 の し お り

— ほ ご そう だん しん せい かた
保 護 の 相 談 ・ 申 請 を す る 方 に —



れ い わ ね ん が つ か い て い
令和6年10月 改訂

と ま こ ま い し ふ く し じ む し ょ
苫小牧市福祉事務所

ふ く し ぶ せい かつ し え ん し つ
(福祉部生活支援室)



もく じ 目 次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ^{ほ ご う}保護を受けることは^{こくみん}国民の^{けんり}権利です・・・・・・・・・・2
- ^{ほ ご う}保護を受ける^{うえ}上で^{ひつよう}必要なこと・・・・・・・・・・3
- ^{ほ ご う}保護を受ける^{うえ}上で^{ゆうせん}優先すること・・・・・・・・・・4
- ^{ほ ご う}保護を受ける^{てつづ}までの手続きは・・・・・・・・・・5
- ^{か どう のうりよく}稼働能力の^{かつよう}活用・・・・・・・・・・6
- ^{ほ ご}保護はこの^うようなときに受けられます・・・・・・・・6
- ^{さいていせい}最低生活^{いかつひ}費とは・・・・・・・・・・7
- ^{ほ ご}保護の^{しゅるい}種類は・・・・・・・・・・7
- ^{ほ ご}保護の^{じゅきゅうご}受給後^{げんがく}に減額・^{めんじょ}免除されるもの・・・・・・・・8
- ^{けんり}権利として^{ほしょう}保障されること・・・・・・・・8
- Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

はじめに

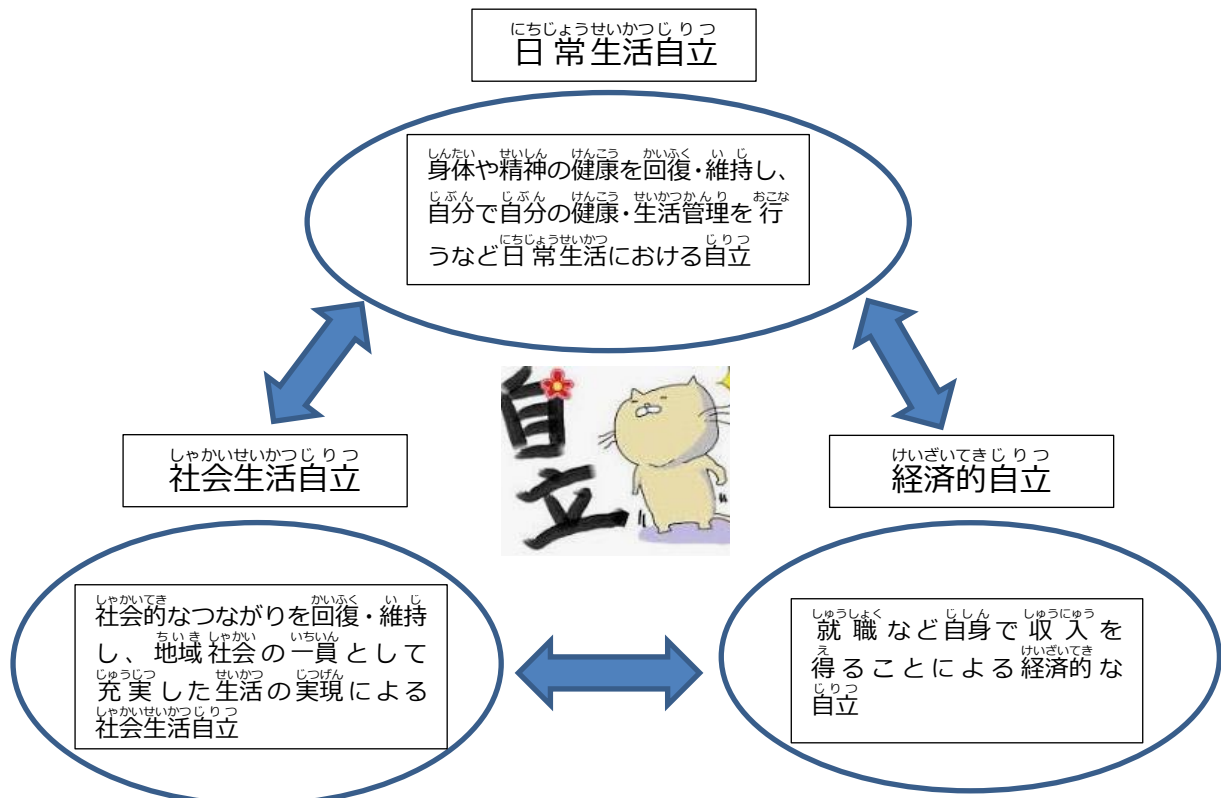
このしおりは、生活保護の相談や申請をしたいと思っている方に生活保護というものをよくわかっていただくために生活保護の制度について説明するものです。

けがをして働けないとき、仕事をなくしたことで生活が苦しいとき、病気になる医療費の支払に困るとき、歳を重ねて収入が少なくなり生活が苦しくなったときなど……。

生活保護とは、自分たちの能力や資産などを活用しあらゆる手をつくしても、なお生活ができない場合に、国の基準に従いお金や物を支給することで、あなたの家庭（世帯）の最低限度の生活を保障するとともに、自立※した生活が送られるよう支援をする制度です。

※自立とは…

「3つの自立」に向け、それぞれの利用者に合った自立支援を行います。



ほご う こくみん けんり 保護を受けることは国民の権利です



に ほん こくけんぽうだい じょう こくみん ぶんかてき さいていげんど
日本国憲法第25条では、「すべて国民は文化的な最低限度の
せいかつ いとな けんり ゆう さだ わたし だれ せいかつ こま
生活を営む権利を有する」と定めており、私たちは誰でも、生活に困っ
たときは、せいかつ ほご ほう さだ じょうけん けんり せいかつ ほご う
生活保護法の定める条件のもとで、権利として生活保護を受け
ることができます。

ふくし じ むしよ みな にちじょう さまざま もんだい はや
福祉事務所では、皆さんが日常かかえている様々な問題を早
かいけつ てだす かんが せいかつ こま
く解決できるよう手助けしたいと考えておりますので、生活にお困りの
かた えんりよ そうだん くだ
方はご遠慮なく相談して下さい。

こじん ひみつ ほうりつ かた まも あんしん
なお、個人の秘密は法律により固く守られていますので、ご安心
くだ
下さい。



ほ ご う う え ひつよう 保護を受ける上で必要なこと

もし、あなたが生活保護を受ける場合には、次のようなことが必要になります。

◎あなたやあなたの家族（世帯）で、働ける人は能力に応じて働いて下さい。



ご理解を
お願いします。

◎保有する現金や預貯金は活用して下さい。

◎生命保険（学資保険を含む）に加入している場合は、原則として解約し、返戻金を活用する必要があります。ただし、保険料や返戻金
が少額であれば保有が認められる場合があります。

ご不明な点については苫小牧市福祉事務所に相談して下さい。

◎社会保障制度（老齢年金、障害年金、企業年金、健康保険、
雇用保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険、障害者総合
支援法等）を活用して下さい。

◎自動車の保有・使用は原則として認められません。また、他人名義の
自動車を使用することも認められません。ただし、障がいをお持ちの方
や公共交通機関の利用が著しく困難な地域にお住まいの方の
通院・通勤などに必要な場合は、自動車保有・使用が認められる
場合があります。



◎貴金属、有価証券などは処分して、生活費にあてて下さい。

◎居住している土地、家屋の保有は認められますが、処分価値が著し
く大きい場合は処分して活用していただく場合があります。なお、利用
していない土地、家屋など資産は、原則として処分するなど活用して

くだ よう ほ ご せ たい む ふ とう さん たん ぽ が た せい か つ し きん す な
下さい。また要保護世帯向け不動産担保型生活資金（住み慣れた
じ た く す つづ こう れ い か た と ち た て も の た ん ぽ せい か つ
自宅に住み続けたい高齢の方に、土地・建物を担保として、生活
し き ん か つ せい ど
資金を貸し付ける制度、リバースモーゲージともいう。）を かつ よう
活用できる
ば あ い かつ よう くだ
場合は、活用して下さい。

ぼう り ゃく だ ん い ん たい せい か つ ほ ご て き よ う
◎暴力団員に対しては、生活保護は適用されません。

ほ ご う え ゆ う せ ん 保護を受ける上で優先すること

ふ よ う ぎ む し ゃ ふ よ う お や き ょ う だ い し ま い こ と う え ん じ ょ う
◎扶養義務者の扶養（親、兄弟姉妹、子ども等からの援助）を受けら
れる場合は、可能な限り受けるようにして下さい。扶養は可能な範囲
ば あ い か の う か ぎ う くだ ふ よ う か の う は ん い
で援助を受けていただくものであって、援助可能な扶養義務者がいるこ
え ん じ ょ う
とによって生活保護を申請できないということにはなりません。
せい か つ ほ ご し ん せい

み ん ぽ う さだ ふ よ う ぎ む し ゃ お や こ き ょ う だ い し ま い
◎民法に定められた扶養義務者（親、子、兄弟姉妹など）か、そうなる
か の う せい た か か た て い ど え ん じ ょ う
可能性が高い方には、どの程度の援助が受けられるかについて、
し ん せい ご ちょう さ お こ な し ん せい か た ふ よ う
申請後に調査を行います。そのために、まず申請された方から、扶養
ぎ む し ゃ か ん け い せい ふ よ う ぎ む う き と
義務者との関係性や扶養義務を受けられるかどうかについて聞き取りを
お こ な ぎ ゃ く たい し ょ う かい じ り つ そ が い
行いますが、DVや虐待など、照会により自立を阻害することとなる
ば あ い し ょ う かい お こ な た と く べ つ じ じ ょ う そう だ ん こ ん な ん え ん じ ょ
場合は照会を行いません。その他特別な事情で相談が困難で援助
き た い など じ じ ょ う ば あ い し ょ う かい お こ な
が期待できない等の事情がある場合も照会を行わないこともあります
そう だ ん くだ
のでご相談下さい。

ほごう てつづ 保護を受けるまでの手続きは



そう だん
相 談

せいかつ こま せいかつ ほご き かた
生活に困って生活保護のことをお聞きになりたい方
は、苫小牧市福祉事務所に相談して下さい。

しん せい
申 請

とまこまいし ふくしじ むしよ しんせいてつづ くだ
苫小牧市福祉事務所で申請手続きをして下さい。
げんそく ほんにん しんせい ひつよう じじょう
原則として本人による申請が必要ですが、事情によ
り本人が申請できないときは、扶養義務者や同居の
しんぞく しんせい か の う
親族による申請も可能です。

ちよう さ
調 査

しんせい ふくしじ むしよ
申請されますと、福祉事務所のケースワーカーがあな
たのお宅にお伺いする等して調査を行います。

- ちようさ おも
● 調査する主なことは
- ① かぞく せたい しゅうにゅう くらい
家族（世帯）の収入がどの位か。
 - ② さしあたって、暮らしに必要なない 資産 を活用する方法はないか。
 - ③ はたら ことができる方 は、収入を得られる道はないか。
 - ④ びょうき しょう じょうきよう
病気や障がいの状況はどうか。
 - ⑤ おや きょうだいし まい こ えんじょ う
親、兄弟姉妹、子どもからの援助は受けられないか。
 - ⑥ ねんきん てあてとう きゅうふ う
年金、手当等の給付は受けられないか。
- ※ そのほか、ひつよう かんけいき かん かんこうしょ きんゆうきかん ほけん
がいしゃなど 必要に応じて関係機関（官公署、金融機関、保険
会社等）にも調査を行います。

けつ てい
決 定

ちようさ もと くに さだ きじゆん けいさん
調査に基づき、国が定めている基準をもとに計算し
さいていせい かつひ しゅうにゅう くら ほご ひつよう けつてい
た最低生活費と収入を比べ保護が必要かを決定し
ます。

つう ち
通 知

- ① ほご う ばあい ほご かいし けつてい つうち
保護が受けられる場合・・・保護開始決定通知
- ② ほご う ばあい ほご しんせい きやかつ つうち
保護が受けられない場合・・・保護申請却下通知

※ ほご う しんせい ひ じゅうよっか い ない ちようさ
保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内（調査に
じかん よう ばあい にちい ない つうち
時間を要した場合は30日以内）に通知します。

稼働能力の活用

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。しかし、病気や障がい、そのほかの理由により働くことが難しい方は、通院・治療や生活の安定などを優先します。

なお、求職活動にあたっては、職業訓練などの支援があります。また履歴書作成など支援が必要な場合には、まずはケースワーカーに相談して下さい。

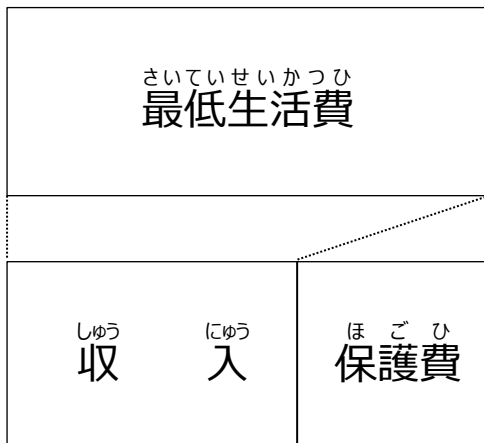


保護はこのようにときに受けられます

生活保護は、原則として世帯ごとに適用します。そして国が定めている最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。

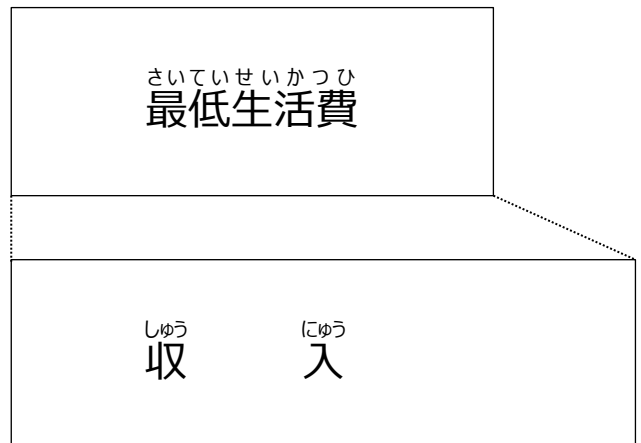
【保護が受けられる場合】

収入が最低生活費を下回る場合



【保護が受けられない場合】

収入が最低生活費を上回る場合





さいていせいかつひ

最低生活費とは

あなたの世帯の人数、年齢、住んでいる地域などをもとに、国が定めた基準により計算した1か月分の生活費のことを言います。

もし、あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当など他の制度により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金や資産を貸したり売ったりして得た収入などについては世帯の収入として加味された上で不足分が支給されます。



保護の種類は

生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定める基準によって支給されます。一定の支給条件があったり、事前申請が必要なものもあったりするため、事前に相談して下さい。

生活扶助・・・食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用の他、原則10月から4月までの期間は冬季加算があります。

基本的な生活扶助費は、1か月分が毎月4日頃に支給されます。臨時の出費に対応できるよう、計画的な消費に努めて下さい。

教育扶助・・・学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育のための費用、小・中学校の入学の準備のための費用

住宅扶助・・・家賃、地代や敷金などの費用

医療扶助・・・病気等により医者にかかる費用（保険適用分）
治療材料（眼鏡・コルセットなど）や施術、通院移送の費用

かいごふじょ かいご りょう ひょう じゅうたくかいしゅう ふくしやうぐ
介護扶助・・・介護サービスを利用する費用、住宅改修や福祉用具を
こうにゅう ひょう
購入する費用

しゅっさん ふじょ さん ひょう しゅっさんじゅんび ふく
出産扶助・・・お産をするための費用（出産準備も含む）

せいぎょうふじょ しごと ひょう ぎのう ぎじゅつ み
生業扶助・・・仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための
ひょう こうとうがっこう しゅうがくひょう かつどうひょうふく
費用、高等学校の就学費用（クラブ活動費用含む）

そうさいふじょ そうさい ひょう
葬祭扶助・・・葬祭の費用

ほか りんじてき ひつよう ひょう しきゅう ばあい
※その他にも、臨時的に必要な費用を支給することができる場合があります。

ほ ご じゅきゅうご げんがく めんじょ 保護の受給後に減額・免除されるもの

つぎ ひょう せいかつ ほ ご じゅきゅうご げんがく めんじょ たいしやう
次のような費用は、生活保護受給後に減額または免除の対象とな
ふくしじむしょ くだ
りますので、福祉事務所におたずね下さい。

- こくみんねんきん ほけんりやう 国民年金の保険料
- こていしさんぜい 固定資産税
- ほいくえん ほいくりやう 保育園の保育料
- しちやうそんみんぜい どうみんぜい 市町村民税・道民税
- NHKの受信料



けんり ほしやう 権利として保障されること

1. せいとう りゆう ほ ご ひ へ ほ ご う
正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることは
ありません。
2. ほ ご ひ せいかつ ほ ご しきゅう ぜいきん
保護費など生活保護により支給されたものは、税金をかけられたり
さ お
差し押さえられたりすることはありません。
3. ふくしじむしょ おこな ほ ご しんせい きゃっか ほ ご へんこうまた てい
福祉事務所が行った保護の申請の却下、保護の変更又は停
はいし けってい ふふく けってい し
廃止などの決定に不服があるときは、決定があったことを知った日
よくじつ かぞ げついいない ほっかいどうちじ たい ふふく もう た
の翌日から数えて3か月以内に北海道知事に対して不服の申し立
て（しん させいきゅう
審査請求）をすることができます。

Q & A

Q1. 生活保護の相談をするにはどこに行けばいいのですか

A1. 苫小牧市役所の2階の生活支援室にお越しください。
専門の相談員がお話を伺います。

Q2. 生活保護の申請には何が必要ですか。

A2. 生活保護の申請をするにあたっては、原則として、氏名や住所
又は居所、保護を受けようとする理由、資産及び収入の状況、そ
の他保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な
事項等を記載した申請書を提出していただく必要があります。
生活保護制度の仕組みや各種社会保障施策等の活用について
十分な説明を受けるためにも、生活保護担当窓口での事前の
相談が大切です。

Q3. 生活保護の申請をしてから、受給できるかどうか分かるまでどのく
らいの日数がかかりますか。

A3. 生活状況の調査や資産調査（預貯金、生命保険等）を行っ
た上で申請いただいた日から原則14日以内（調査に日時を要
する特別な理由がある場合は最長30日）に生活保護を受給
できるか、できないかの回答をいたします。なお生活保護の申請
をしてから開始されるまでの生活費がない場合、社会福祉協議会
が行う生活応急資金の貸付をご利用できる場合もあります。

Q 4. 自動車や不動産を持っても、生活保護の申請はできますか。

A 4. 自動車や不動産を持っても、保護の申請はできます。ただし保護決定後は自動車は原則として処分していただき、生活の維持のために活用していただくことになります。なお、障がいをお持ちの方の通勤、通院等に必要な場合などには保有を認められることもありますのでご相談して下さい。また自宅として使っている不動産は保有を認められますが処分価値が高い場合はこの限りではありません。

Q5. 医療費についてのみ生活保護を受給することはできますか。

A 5. 生活保護は、最低生活費に対して、世帯の収入が不足する場合に不足分を保護費として支給する制度であり、医療費のみを対象とすることはできません。医療費にのみお困りの方から相談を受けたときは、高額療養費制度や無料定額診療などの他の制度の活用について提案をしています。

Q6. どのくらいの保護費がもらえるのですか。

A 6. 金額は、世帯の状況によって異なります。次ページに参考として最低生活費のモデルケースを紹介していますが、具体的な最低生活費を知りたい場合は、相談員におたずね下さい。

さいていせい かつひ
【最低生活費のモデルケース】 令和6年9月現在
 苫小牧市福祉事務所基準額
 (単位：円)

世帯構成 せたいこうせい		高齢者 こうれいしゃ 世帯 せたい (単身) たんしん	高齢者 こうれいしゃ 世帯 せたい (夫婦) ふうふ	母子世帯 ぼしせたい (2人) にん	夫婦子1人世帯 ふうふこひとりせたい (3人) にん
		68歳 さい	夫：68歳 おと 妻：65歳 つま	母：30歳 はは 子：4歳 こ	夫：32歳 おと 妻：29歳 つま 子：4歳 こ
生活 せいかつ 扶助 ふじょ	基準額 きじゅんがく	71,990	115,230	114,100	144,290
	加算 かさん	介護保険料 かいごほけんりょう 加算及び かさんおよ 介護保険料 かいごほけんりょう 特別控除有 とくべつこうじょあり 特別控除有	介護保険料 かいごほけんりょう 加算及び かさんおよ 介護保険料 かいごほけんりょう 特別控除有 とくべつこうじょあり 特別控除有	児童養育加算 じどうよういくかさん 10,190	児童養育加算 じどうよういくかさん 10,190
				母子加算 ぼしかさん 17,400	
住宅扶助 じゅうたくふじょ (限度額) げんどがく		(単身世帯) たんしんせたい 30,000	(2人世帯) ふたりせたい 36,000	(2人世帯) ふたりせたい 36,000	(3人世帯) にんせたい 39,000
合計 ごうけい		101,990	151,230	177,690	193,480

- ※医療扶助、介護扶助が必要な場合には別途扶助されます。
- ※最低生活費と世帯全員の収入を比べて、世帯員全員の収入が少ない場合には最低生活費に不足する額が保護費として支給されます。
- ※基準額は今後変わる場合があります。

しんせい かつ ねが
 申請される方へのお願い

そうだんいん ほうりつ もと き ないよう ひみつ
 相談員には法律に基づきあなたからお聞きした内容については秘密を
 まも さだ じじつ はな くだ
 守るよう定められていますので、事実をありのままにお話し下さい。